

労働安全衛生法第45条第3項の規定に基づく自主  
検査指針に関する公示

自主検査指針公示第24号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条  
第3項の規定に基づき、車両系建設機械の定期自  
主検査指針（労働安全衛生規則第167条の自主検  
査に係るもの）を次のとおり公表する。

なお、車両系建設機械の定期自主検査指針（労  
働安全衛生規則第167条の自主検査に係るもの）  
（平成27年11月6日付け自主検査指針公示第20号  
）は、廃止する。

令和5年3月31日

厚生労働大臣 加藤 勝信

- 1 名称 車両系建設機械の定期自主検査指針（  
労働安全衛生規則第167条の自主検査に係るも  
の）
- 2 趣旨 この指針は、労働安全衛生規則（昭和  
47年労働省令第32号）第167条の規定による車  
両系建設機械の自主検査の適切かつ有効な実施  
を図るため当該自主検査の検査項目、検査方法  
及び判定基準を定めたものである。
- 3 適用日 公示の日
- 4 内容の閲覧 内容は、厚生労働省ホームペー  
ジ（<https://www.mhlw.go.jp>）において閲覧に供する。  
また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課  
及び都道府県労働局労働基準部安全主務課にお  
いて閲覧に供する。